

入札説明書（再公募）
（電子入札対象案件）

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部の「港区内のモデル地区における事業化検討に係る費用便益分析調査業務」に係る手続開始の掲示に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 手続開始の掲示日 平成29年 9月11日

2 発注者

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
本部長 田 中 伸 和
東京都新宿区西新宿6-5-1新宿アイランドタワー13階

3 業務概要

(1) 業務名

港区内のモデル地区における事業化検討に係る費用便益分析調査業務

(2) 業務内容

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・費用便益分析に必要なデータの作成・整理
- ・地価関数の推定
- ・費用便益分析の実施

(3) 業務の詳細な説明

「港区内のモデル地区における事業化検討に係る費用便益分析調査業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおりに。

仕様書については、平成29年9月11日（月）から平成29年9月27日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで（ただし正午から午後1時の間は除く）、6（1）の場所で交付することとする。なお、交付に際しては、あらかじめ交付希望日時を連絡の上、記名押印した「別紙 機密保持に関する確認書」が必要となるので持参すること。

(4) 履行期限 平成30年2月20日（火）

(5) 業務実施形態

本業務においては、入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難しいものは、「紙入札方式参加承諾願」を提出し、発注者の承諾を得ることにより紙入札方式に代えることができる。

紙入札承諾の基準及び提出様式は、当機構ホームページ「入札・契約情報」<http://www.ur-net.go.jp/order/>の電子入札ページに掲載の「電子入札運用基準」を参照すること。

紙入札方式参加承諾願の提出期間及び場所

提出期間：6（1）①の参加表明書提出期限に同じ。

提出場所：〒163-1382 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
総務部首都圏入札課 電話03-5323-4782

提出部数：2部（1部押印し返却します）

4 指名されるために必要な要件

(1) 入札参加者に要求される資格

次に掲げるすべての条件を満たしている者であること。

① 参加表明者

イ 当機構東日本地区における平成29・30年度建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「調査」の申請手続きを行い、当該業務の入札日までに認定を受けている者であること。

ロ 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者ではないこと。

ハ 一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過していない者ではないこと。

ニ 参加表明書の提出期限から開札の時までの期間に、当機構から本業務の履行場所を含む区域を対象区域とする指名停止を受けていない者であること。

ホ 平成19年度以降に住宅市街地総合整備事業又は市街地再開発事業に係る費用便益分析業務を1件以上(下請による業務の実績を含む。)実施したことがあること。

ヘ 関東地区に、技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等を有する者であること。

ト 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者でないこと。(詳細は当機構HP→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について「別紙 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者」を参照。

<http://www.ur-net.go.jp/order/pdf/bouryokudantouteigi240117.pdf>)

② 配置予定主任技術者

次に掲げる基準を満たす予定管理技術者を当該業務に配置できること。

イ 平成19年度以降に、住宅市街地総合整備事業又は市街地再開事業の事業評価に係る費用便益分析業務を1件以上(下請、出向又は派遣による業務の実績を含む。)実施したことがあること。

ロ 参加表明書の提出期限日時点において、当該企業と雇用関係があること。

ハ 下記のいずれかの資格等を有する者であること。

- ・RCCM：シビルコンサルティングマネージャ(都市計画及び地方計画部門)の資格を有する者
- ・技術士(建設部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・一級建築士の資格を有し、建築士法による登録を行っている者
- ・再開発プランナーの資格を有している者

③上記①から②に定めるものの他、揭示文及び入札説明書等に定める事項に違反する者でないこと。

5 担当支社等

①入札及び契約に関する事項

〒163-1313 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー13階
独立行政法人都市再生機構

東日本都市再生本部総務部経理課 電話03-5323-0469

②参加表明に関する事項

〒163-1313 東京都新宿区西新宿6-5-1 新宿アイランドタワー13階
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
都心業務部港区エリア計画課 担当：信澤（のぶさわ）・小林
電話03-5323-0718

6 参加表明書の提出等

- (1) 本競争の参加希望者は、次に従い、参加表明書を提出しなければならない。
契約担当役は、参加表明書を提出した者の中から競争入札に参加する者を指名する。

上記4(1)①イの認定を受けていない者も次に従い参加表明書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)①ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、4(1)②及び③に掲げる事項を満たしているときは、平成29年9月21日（木）までに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を併せて提出することを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、入札の時までに上記4(1)①イに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに参加表明書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：平成29年9月11日（月）から平成29年9月27日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）

- ② 提出場所：5②に同じ。

- ③ 提出方法：参加表明書は、「別記様式1『参加表明書』（押印済みのもの）をPDF形式又は画像ファイル（JPEG又はGIF形式）にして添付し、電子入札システムにて送信すること。（添付するのは「別記様式1」のみでよい。）

あわせて、別記様式1（押印済みの原本）を含むすべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参もしくは簡易書留により郵送すること。（電送によるものは受け付けない。）

※電子入札による場合でも、電子による申請と同時に一式書類の持参または郵送が必要となります。

<承諾を得て紙入札とする場合>

すべての必要書類を提出場所に事前連絡の上、持参もしくは簡易書留により郵送すること。（電送によるものは受け付けない。）

あわせて、返信用封筒として、表に提出者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（392円）分の切手を貼付した長3封筒を提出すること。」とする。

- (2) 参加表明書は、別記様式1から別記様式5までにより作成すること。

- (3) 参加表明書は、次に従い作成すること。

なお、③の業務の実績及び④の予定管理技術者の業務の実績については、平成19年度以降に、業務が完了し、引渡しが進んでいるものに限り記載するこ

と。

① 登録状況

参加表明時に、当機構関東地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務の業種区分「調査」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている者は、別記様式2により平成29・30年度競争参加資格認定通知書の写しを提出すること。

② 営業拠点等の所在地

営業拠点等(技術者が1名以上常駐する本店、支店又は営業所等の拠点をいう)の所在地を別記様式3に記載すること。

③ 業務の実績

平成19年度以降に受注した住宅市街地総合整備事業又は市街地再開発事業に係る費用便益分析業務(下請による業務の実績を含む)の実績を別記様式4に記載すること。

④ 予定管理技術者の資格及び業務の実績

予定管理技術者が従事した、③に定義した当該業務の実績を別記様式5に記載すること。

※業務に従事した事が確認できる書面の写しの提出並びに予定管理技術者の資格の登録が証明できる書面の写しを提出すること。

⑤ 契約書(仕様書を含む)の写し

③及び④の業務の実績として記載した業務に係る契約書(仕様書を含む)の写しを提出すること。ただし、当該業務が財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。なお、下請、出向又は派遣による業務の実績については、当該業務が該当すると判断できる根拠資料も併せて提出すること。

(4) その他

① 提出部数は1部とする(提出者の押印のあるもの)。

② 提出する参加表明書は、A4版ファイル(左側2穴)に綴じ、背表紙の下部に企業名のみを記載すること。また、表紙の下部には、企業名と併せて、担当部署、担当者名及び電話番号を記載するものとする。

③ 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

④ 提出された参加表明書は、返却しない。

⑤ 契約担当役は、提出された参加表明書を、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

⑥ 受領期間以降における参加表明書の差替え及び再提出は、認めない。

⑦ 参加表明書に関する問い合わせ先

5②に同じ。

(5) 指名したものに対しては、平成29年10月6日(金)に電子入札システム(承諾を得て紙入札とする場合は、紙)にて通知する。

7 非指名理由の説明

(1) 参加表明書を提出した者のうち、指名しなかったものに対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」という。)を電子入札システム(承諾を得て紙入札とする場合は、紙)にて通知する。

- (2) 指名しなかった旨の通知を受けた者は、契約担当役に対して非指名理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：指名しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して5日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）後の午後4時
 - ② 提出方法：電子入札システムにより提出すること。なお、承諾を得て紙入札とする場合は書面（様式は自由）を5②へ持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 契約担当役は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し電子入札システム（書面による説明要求の場合は、書面）により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
- ① 提出期間：平成29年9月12日（火）から平成29年10月10日（火）まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）。
 - ② 提出場所：5②に同じ。
 - ③ 提出方法：電子入札システム（承諾を得て紙入札とする場合は、書面）により提出すること。
承諾を得て紙入札とする場合は書面を、5②へ持参し、又は最終日同時刻必着で郵送（書留郵便に限る。）することにより提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ① 期間：平成29年10月17日（火）から平成29年10月19日（木）までの毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く）。
 - ② 場所：電子入札システムにより閲覧。承諾を得て紙入札とする場合は5②に同じ。

9 入札の日時、場所及び方法

- (1) 日時：平成29年10月20日（金）午前10時から正午まで
ただし、承諾を得て紙入札とする場合で郵送する場合は、正午まで（必着）。
- (2) 場所：〒163-1382
東京都新宿区西新宿6丁目5番1号新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部総務部首都圏入札課
電話03-5323-4782
- (3) 入札方法
- ① 電子入札による場合
電子入札システムにより提出すること。
なお、代表者から委任を受ける者の電子証明書（以下「ICカード」とい

う)を使用する場合は、事前に年間委任状(3(5)の「電子入札運用基準」に様式掲載)を提出すること。

② 承諾を得て紙入札とする場合

入札書は3(5)の都市機構ホームページの電子入札ページに掲載の様式を用いることとし、電子くじ番号として任意の3桁の数字を必ず記入すること。

提出は持参または郵送(書留郵便に限る。)によることとし、電送によるものは受け付けない。

郵送の場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書き、中封筒に業務名、入札日(入札書発送日)及び入札書在中の旨を記載すること。

なお、代理人による入札の場合は委任状を併せて提出すること。

(入札書の封筒とは別にすること。)

③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

④ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10 開札の日時及び場所及び方法

(1) 日時 平成29年10月23日(月) 午前10時30分

(2) 場所 上記9(2)に同じ。

(3) 開札方法：開札は電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。承諾を得て紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。(電子入札システムにて入札を行う場合は、立ち会いは不要。)

開札の結果、落札者がいないときは、直ちに又は別に日時を定めて再度入札を行う。(紙による入札者が代理人により再度入札に参加する場合は委任状を提出すること。)

紙による入札者が1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、当機構からの連絡に対して再度入札に参加する意思の有無を直ちに明らかにすること。

11 入札保証金及び契約保証金 免除

12 入札の無効

手続開始の掲示及び入札掲示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札並びに競争契約入札心得において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、契約担当役により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止要領に基づく指名停止を受けているものその他の開札の時ににおいて4に掲げ

る要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

13 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号）第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

14 手続における交渉の有無 無

15 契約書作成の要否等

契約書案により、契約書を作成するものとする。なお、契約書案は19（1）の当機構本支社等ホームページで閲覧のこと。

16 支払条件

支払は完成払とする。

17 関連情報を入手するための照会窓口

5に同じ。

18 電子入札システムについて

- (1) 電子入札システムには、当機構ホームページ「入札・契約情報」の「電子入札」
<http://www.ur-net.go.jp/order/e-bid/> ページ（以下「電子入札ページ」という。）よりアクセスできる。
- (2) 電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く毎日、午前9時15分から午後5時40分まで稼働している。システムを停止する場合等は、電子入札ページ「お知らせ」において公開する。
- (3) システム操作マニュアルは、電子入札ページに公開している。
- (4) 操作等及び障害発生時の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等
電子入札システムヘルプデスク（電話）03-5606-1752
 - ・ICカードの不具合等発生時
ICカード取得先のヘルプデスクへ問い合わせること。
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、5(1)へ連絡すること。
- (5) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。
 - ・競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・指名通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・辞退届受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・辞退届受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的

にメールで知らせる。)

- ・日時変更通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・入札書受付票（電子入札システムから自動発行、受付票を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動通知）
 - ・落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・保留通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・取止め通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
 - ・中止通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールで知らせる。）
- (6) 電子入札システムで送信する書類に添付資料をつける場合の注意事項
- ・ファイル形式はWord2010 形式以下のもの、Excel2010形式以下のもの、PDF形式又は画像ファイル（JPEG又はGIF形式）で作成すること。
- ファイルを圧縮して提出する場合は、LZH又はZIP形式を指定するものとする。ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。
- ・ファイル容量の合計が2MB（質問書は1MB）を超える場合は、各種書類の提出期限までに、提出場所へ、全ての書類を持参もしくは郵送（書留郵便に限る）により提出すること（電子入札システムでの提出との分割は認めない。）
 - ・持参もしくは郵送する場合、以下の内容を記載したもの（様式任意）を「添付資料」とし、電子入札システムにより送信すること。
 - イ持参もしくは郵送する旨の表示
 - ロ持参もしくは郵送する書類の目録
 - ハ持参もしくは郵送する書類のページ数
 - ニ持参もしくは発送年月日

19 その他

- (1) 入札参加者は、入札心得書（当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→入札（見積）関連様式について参照）及び標準契約書を熟読し、入札心得を遵守すること。なお、入札（見積）心得書及び標準契約書（業務請負契約書）については、当機構ホームページで閲覧のこと。
(<http://www.ur-net.go.jp/order/nyusatuyosiki.html>)
- (2) 参加表明書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書及び資料を無効とするとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、参加表明書及び資料に記載した配置予定管理技術者を当該業務に配置すること。また、参加表明書及び資料に記載した配置予定管理技術者は、原則として変更できない。ただし、退職、病休及び死亡等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の管理技術者であることについて発注者の了解を得なければならない。
- (4) 主任技術者は現場代理人を兼任することができるものとする。

- (5) 本件業務は、業務成績評定対象業務として、受注者に対して、業務完了後、業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがあり、業務成績評定点が60点未満だった場合には、一定期間、企業の業務実績として点数を与えないこと等がある。
- (6) 受注者が、参加表明書及び資料（実施方針、技術提案等）に記載した内容を履行しなかった場合は、業務成績評定点に反映することがある。
- (7) 落札者は、重要な情報及び個人情報取扱いに関して、個人情報保護法等に基づく、適切な管理能力を有していること。また、「個人情報等の保護に関する特約条項」を上記15の契約書と併せて、同日付で締結するものとする。
（詳細は当機構HP→入札・契約情報→入札心得・契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→当機構で使用する標準契約書等→「個人情報等の保護に関する特約条項」を参照。
<http://www.ur-net.go.jp/order/pdf/urjyouhouhogotokuyaku2704.pdf>）
- (8) 本件業務の実施については、関係法令等を遵守すること。
- (9) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係性を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をいただけない相手方については、その名称等を公表させていただきますことがあり得ますので、ご了解願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ロ 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の

区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

ニ 1者応札又は1者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内

以 上

平成 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田中 伸和 殿

(住所)

(会社名)

(代表者名)

印

機密保持に関する確認書

当社は、「港区内のモデル地区における事業化に係る費用便益分析調査業務」への参加検討のため、貴機構より開示される詳細情報について、以下の各条項に従い取り扱うことに同意します。

1. 当社は、機構より開示される詳細情報に関する資料、図面、データその他の情報及び資料（以下「秘密情報」といいます。）について、その秘密を保持し、善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとします。
2. 当社は秘密情報を本件業務参加検討以外の目的には使用しません。また、本確認書の存在及び内容に関し貴機構と当社の間で検討が行われている事実についても秘密情報として扱い、本確認書に定める秘密保持義務を負うものとします。
3. 当社は、貴機構の書面による事前の許可なくして秘密情報を第三者に開示しないものとします。ただし、次に該当する場合にはこの限りではありません。
 - イ 司法機関又は監督当局を含む行政機関の法的手続、指導、要求等により秘密情報の開示を請求された場合
 - ロ 本件調査のために必要な当社及び当社の関連会社の役員及び従業員、本件調査に必要な保険、融資又は信託設定の依頼先、並びに弁護士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士及び設計会社・調査会社等の専門家に対し、本確認書と同等の秘密保持義務を課した上で秘密情報を開示する場合
4. 次に記載する情報については本確認書に定める秘密情報に該当しないものとします。
 - イ 貴機構により開示された時点で、既に公知の情報
 - ロ 貴機構により開示された後に、当社の責めによらずに公知となった情報
 - ハ 貴機構に対して秘密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手した情報
5. 当社は、本件業務参加検討が終了した場合又は本件業務参加検討のために必要な合理的期間が経過した場合には、貴機構より開示された資料、図面、データその他の情報及び資料を直ちに貴機構に返還し又は破棄するものとします。
6. 当社は、本確認書に違反した結果貴機構に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとします。
7. 当社は、本確認書に関し争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意します。

以上

(ご担当者様のご連絡先)

御部署

御氏名

tel) — — fax) — —

※本書面の押印については、実印もしくは当機構に届出をしている使用印を用いることとし、印鑑証明書（提出日の3か月以内発行）もしくは届出書類を添付すること

調査・検討業務等の積算基準について

1 業務費用の算定

$$\begin{aligned} \text{業務費用} &= \text{業務価格} + \text{消費税相当額} \\ \text{業務価格} &= \text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{諸経費} \\ \text{消費税相当額} &= \text{業務価格} \times \text{消費税率} \end{aligned}$$

2 直接人件費の算定根拠

仕様書 別紙に記載の業務量（人・日）に基づき、直接人件費を計上すること。

3 経費の積算について

(1) 直接経費

業務上必要な事務用品費、旅費交通費、その他直接経費の実費を計上すること。

(2) 諸経費の積算

①有識者懇談会に関連するもの

$$\text{諸経費} = \text{直接費（直接人件費+直接経費）} \times \text{諸経费率（12 / 100）}$$

②その他

$$\text{諸経費} = \text{直接人件費} \times \text{諸経费率（110 / 100）}$$

以 上

(様式 - 1)

(用紙 A 4)

参加表明書

年 月 日

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部

本部長 田 中 伸 和 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

登録番号

連絡先 部署

担当者名

電話/ファクシミリ

平成 29 年 9 月 11 日付で公告のありました「港区内のモデル地区における事業化検討に係る費用便益分析調査業務」に係る指名競争に参加を希望します。

なお、独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達第 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと及び参加表明書の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注) 参加表明書として別記様式 1 から別記様式 5 までを提出してください。

(※) 当機構関東地区における平成 29・30 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格について、業種区分が「調査」の認定を受けている者は、登録番号を記載すること。参加表明書提出時に上記競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出できるが、競争に参加するには、開札の時までに、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(様式－２)

- ・当機構東日本地区における平成 29・30 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務（業種区分：調査）に係る競争参加資格の認定

提出者：_____

平成 29・30 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務（業種区分：調査）に係る競争参加資格認定書の写しを提出

・営業拠点等の所在地

会社名) ○○○○

本社・支店・営業所等の区分	
住所	
電話番号	
F A X 番号	
代表者氏名 (役職名)	
常駐する技術者の数及び有資格者数 (専門分野別)	

・企業の平成 19 年度以降に受注し完了した業務実績

会社名) ○○○○

業務名	
TECRIS 登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	
技術的特徴	

注：記入に際しては本様式で最大 2 件まで記載すること。また、1 件あたり本様式 1 枚とし、記載した業務に係る契約書（仕様書を含む）の写し等を添付すること。なお、下請による業務の実績については、当該業務が 6（3）③の業務と判断できる根拠資料も併せて提出すること。

TECRIS に登録されている場合はその登録番号を記載し、TECRIS 完了登録の写しを添付すること。

・ 予定管理技術者の経歴等

①氏名			
②所属・役職		(入社年月日： 年 月 日)	
③保有資格			
・RCCM(都市計画及び地方計画部門)(取得年月日：)
・技術士(建設部門)		(登録番号：	取得年月日：
・一級建築士		(登録番号：	取得年月日：
・再開発プランナー		(取得年月日：
④業務経歴(平成19年度以降、最大2件)			
業務分類	業務名 (TECRIS 登録番号)	発注機関(担当部局)	履行期間
事業者としての実務経験 (従事機関名)			
業務分類	業務名 (TECRIS 登録番号)	発注機関(担当部局)	履行期間
事業者としての実務経験 (従事機関名)			

注1 : 業務分類は記載不要とする。

注2 : 記入に際しては本様式1枚とし、記載した業務に係る契約書(仕様書を含む)の写し等を添付すること。ただし、TECRISに登録されている場合は、その登録番号を記載し、TECRIS完了登録の写し添付すること。